

金沢区寄り添い型生活支援事業実施要綱

制 定 令和4年2月1日金こ第2060号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ子どもの将来の自立に向けた生活支援を実施する「金沢区寄り添い型生活支援事業」（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

- 2 支援が必要な小・中学生に対し、基本的な生活習慣の形成の支援、社会生活上必要となる規範、コミュニケーションの方法、学習の習慣づけ等を身に付けさせることを目的とする。
- 3 この事業は、こども青少年局と連携して実施するものとする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は金沢区とし、運営については民間法人等（以下「運営法人」という。）に委託して実施する。

（運営法人の要件）

第3条 この要綱における運営法人は、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解していること
 - (2) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成などについて活動実績があり、必要な支援を提供できること
 - (3) 行政、学校等の関係機関や、地域で活動している団体・NPO法人等と連携・協力し、効果的な支援が行えること
- 2 運営法人は、前項の要件を満たす者の中から、区が募集、選定する。

（事業の対象者）

第4条 本事業の対象者は、生活困窮（生活保護受給世帯を含む）や保護者が精神疾患を有している等養育環境に課題があり、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 小学生、中学生及びその保護者
- (2) その他福祉保健センター長（以下「センター長」という。）が本事業による支援が必要と認める者

（対象者の選定）

第5条 対象者の選定にあたっては、支援の必要性及び運営法人の受入体制を考慮した上で、センター長が選定する。

(関係機関協議)

第6条 前条の選定にあたり、個々の利用者の状況等に応じ必要な場合には、こども家庭支援課並びに区内関係機関による協議を行う。

(支援内容)

第7条 本事業の支援内容は次のとおりとする。また、原則として運営法人は第8条に定める実施場所において、支援を行うものとする。

- (1) 日常生活習慣等を身に付けるための支援
- (2) 安心して過ごせる居場所の提供
- (3) 学校の勉強の復習・宿題等の習慣づけ
- (4) 学校での基礎的な学習内容の学び直し

2 運営法人は、前項の支援に加え、次に掲げる支援をセンター長と協議のうえ、家庭訪問等により行うことができるものとする。

- (1) 対象生徒及びその保護者への個別相談
- (2) 事業利用を中断又は終了した生徒及びその保護者への個別相談
- (3) その他、センター長が必要と認める支援

3 前2項の規定に関わらず、災害発生等のやむを得ない事情により、支援を実施することが困難とセンター長が認める場合は、一部又は全ての支援を行わないことができる。

(実施場所)

第8条 本事業は、センター長と運営法人の協議により、支援を行うにあたっての良好な衛生環境と安全性、プライバシー保護に配慮された施設で実施する。

(職員要件等)

第9条 本事業に従事する職員は、本事業の目的を理解し、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、子どもの支援について熱意がある者であること。

2 本事業を実施する場合は、本事業を担当する統括責任者1人のほか、支援内容に応じて必要な支援スタッフを配置しなければならない。

3 本事業を利用している子どもへの支援は、常時2人以上の職員で行う。

4 運営法人は、年度当初及び職員に異動が生じた場合には、「指導員等名簿(変更)届出書(第1号様式)」をセンター長に提出しなければならない。

(実施日及び実施時間)

第10条 実施日及び実施時間は、原則として週5日、11時から20時までのうち1日5時間を基本とする。

2 実施にあたっての実際の実施日及び実施時間は、センター長と運営法人が協議のうえ定める。

3 前項の規定に関わらず、災害発生等のやむを得ない事情により休業等をする必要があるとセンター長が認める場合は、実施日及び実施時間の変更並びに臨時に休業日を定めることができる。

(利用日数)

第 11 条 本事業を対象者が利用を希望する場合は、原則として一人あたり週 2 日を上限とする。ただし、利用状況などから一人あたり週 3 日以上を受入が可能な場合は、この限りでない。また、行事等への参加は利用日数に含まない。

(利用の申込)

第 12 条 本事業の利用を希望する者は、「利用申込書（第 2 号様式）」を、センター長へ提出するものとする。

(利用の決定)

第 13 条 センター長は、前条の規定により利用申込書の提出を受けたときは、本事業の利用を希望する者が、第 3 条のいずれかに該当するか否か及び施設の受け入れが可能か否か等を確認し、利用について決定するものとする。

2 前項の決定に基づき、利用を認めるときは利用承認通知書（第 3 号様式）により、利用を認めないときは利用不承認通知書（第 4 号様式）により、利用申込者あてに通知するものとする。

3 センター長は、利用を承認した者について、利用承認通知書の写しをすみやかに運営法人あてに通知するものとする。

4 センター長は、第 1 項による利用の決定を行った者の名簿を作成し、各年度終了時の参加者の状況について記録を行う。

(利用中止)

第 14 条 本事業の申請者は、利用を中止する場合「利用中止申出書（第 5 号様式）」をセンター長へ提出するものとする。

(実費等の徴収)

第 15 条 運営法人は、本事業の実施にあたり利用料等を徴収することはできない。ただし、あらかじめセンター長に承認を得た場合は、本事業の利用にかかる教材費・食材費等の実費相当分を利用者から徴収することができる。

(個人情報保護)

第 16 条 運営法人は、本事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本事業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

2 本事業の実施にあたっては、個人番号の収集及び使用は行わない。

(利用者情報の提供)

第 17 条 センター長は必要があると認められる場合には、利用者情報提供書（第 6 号様式）により、運営法人に利用者、家族等に関する情報を提供することができる。

(職員の責務)

第 18 条 支援スタッフ等は、その業務を行うにあたり、当該世帯に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務に従事しなくなった後も同様とする。

(実施状況報告)

第 19 条 運営法人は、本事業の実施状況を支援内容報告書（第 7 号様式）により、支援を行った翌月の 15 日までにセンター長に報告しなければならない。

(実施状況聴取、調査及び指導)

第 20 条 センター長は、必要に応じて運営法人に対して、本事業の実施状況の聴取、調査及び指導を行うことができる。

(安全管理)

第 21 条 運営法人は、日常危険を防止する措置を講じるとともに、事件、事故及び災害等（以下「事故等」という。）の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう関係機関との連携に努めなければならない。

2 運営法人は、施設において事故等が発生した場合、速やかに事故報告書（第 8 号様式）によりセンター長に報告しなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第 22 条 運営法人は、本事業の実施にあたっては、区職員、その他関係する機関と連絡を密にし、利用者世帯の状況を把握し、必要な支援を提供するためのカンファレンス等連絡調整を行うものとする。

(委任)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

金沢区寄り添い型生活支援事業 利用申込書（新規・継続）

年 月 日

（提出先）

金沢福祉保健センター長

私は、金沢区寄り添い型生活支援事業の利用について申し込みます。

ふりがな	
申込者(保護者)氏名	
住 所	〒
電話番号	

利用者(児童・生徒)氏名	性別	年齢	在籍学校名		学年
			(在籍していない場合は記入不要)		
ふりがな			学校		
ふりがな				学校	

緊急時連絡先（利用者本人や保護者に至急に連絡したいときに使います。）

保護者携帯番号 (持っている場合) ※可能な限り2つ連絡先記入してください。	①	続柄()
	②	続柄()
児童・生徒携帯番号 (持っている場合)		

配慮事項等（利用者本人について、配慮を要する事項がありましたら、記載をお願いします。）

アレルギー：有・無（有の場合、具体的に：)

金沢区寄り添い型生活支援事業の利用にあたっての同意

<p>1 個人情報の取り扱いについて 金沢区寄り添い型生活支援事業の利用にあたって、この利用申込書に記入した個人情報並びにこの事業の利用における利用者及び申込者の情報を、支援に必要な範囲で、事業の運営法人及び学校等の関係機関と共有します。</p> <p>2 緊急時に緊急連絡先に電話をしても連絡が取れないことが続く場合は、利用を中止する場合があります。</p> <p>3 施設の利用ルールを守れないとき、その他、施設又は利用者等に迷惑行為を行う場合は、利用を中止する場合があります。。</p> <p>4 個人情報を利用する際は、横浜市個人情報の保護に関する条例、その他個人情報の保護に関する法令等を守り、適切に取扱います。</p>
<p><input type="checkbox"/> 上記に記載する内容に同意の上、利用を申し込みます。 ※チェック欄へのチェックは、必ず申込者（保護者）が行ってください。</p> <p>申込日： 年 月 日 保護者氏名：</p>

申請者（保護者）氏名

様

金沢区寄り添い型生活支援事業
利用承認通知書

金沢福祉保健センター長

金沢区寄り添い型生活支援事業の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

利用者（児童・生徒）氏名		
学校名・学年	学校	年

利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
------	------------------

第 号
年 月 日

申請者（保護者）氏名

様

金沢区寄り添い型生活支援事業
利用不承認通知書

金沢福祉保健センター長

金沢区寄り添い型生活支援事業の利用について次のとおり決定しましたので通知します。

利用者（児童・生徒）氏名		
学校名・学年	学校	年

不承認の理由	1 金沢区寄り添い型生活支援事業実施要綱第3条に該当しないため
	2 その他

金沢区寄り添い型生活支援事業
利用中止申出書

年 月 日

（提出先）

金沢福祉保健センター長

私は、金沢区寄り添い型生活支援事業の利用の中止について申し出ます。

ふりがな	
申込者(保護者)氏名	

利用者(児童・生徒)氏名	性別	年齢	在籍学校名		学年
			(在籍していない場合は記入不要)		
ふりがな			学校		
ふりがな			学校		

利用中止日	年 月 日
-------	-------

中止理由	
------	--

金沢区寄り添い型生活支援事業
利用者情報提供書

		作成日		年	月	日
作成者	課名(係)		氏名			
利用者(児童・生徒)氏名			生年月日	住所		
家族構成	続柄	氏名	生年月日	職業・学年等	特記事項	
	父					
	母					
利用者の既往症(疾病・障害等)						
家庭状況(家族関係)						
経済状況(公的扶助)						
近隣との関係(子育て協力者の有無など)						
福祉サービス(利用状況)						
特に必要な支援						
その他						

金沢区寄り添い型生活支援事業 支援内容報告書 (年 月分)

利用者

氏名
学校 学校 年生

記載例

27
14:20~17:15

1 出席状況 ※出席した日に○をし、利用時間を記入ください。

曜日							
日付	1	2	3	4	5	6	7
利用時間							
日付	8	9	10	11	12	13	14
利用時間							
日付	15	16	17	18	19	20	21
利用時間							
日付	22	23	24	25	26	27	28
利用時間							
日付	29	30	31				
利用時間							

2 支援内容とその効果及び到達状況等

基本的な生活習慣等について	課 題	
	目 標	
	支援内容	
	効 果	
基本的な学習習慣、理解度等について	課 題	
	目 標	
	支援内容	
	効 果	
生徒及び保護者からの相談等について	支援内容	<input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 助言 <input type="checkbox"/> 相談 ※ 該当区分にチェックしてください。
その他自立した生活を営むための資質、能力等の習得について	課 題	
	支援内容	
	効 果	

3 区役所への情報提供及び連絡事項等

--

（報告先）
金沢福祉保健センター長

事業者名

金沢区寄り添い型生活支援事業

事故報告書

1 事故（傷病）名				
2 発生年月日 （時刻）				
3 発生場所				
4 事故にあった者	ふりがな		男・女	年 月 日生
	氏 名			
	住 所	〒		
	電話番号		学校名	学校
	保護者氏名			
5 発生状況 （具体的に）				
6 処置及び経過				
7 受診した医療機関	名称			
	所在地			
	電話			
8 その他				